

裁判所及び裁判官に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。ただし、争いがある場合は判例による。

1. 憲法は特別裁判所の設置を禁止しているため、裁判所の裁判の前審として行政機関が裁判を行うことはできない。
2. 憲法は刑事裁判の基本的な担い手として職業裁判官を想定しているが、適正な刑事裁判を実現するための諸原則が確保されていれば、裁判員制度のような国民の司法参加は憲法上禁止されるものではない。
3. 司法権の独立の要請から、裁判官は一般職の公務員よりも強い身分保障が要求されており、下級裁判所の裁判官には憲法上、任期は定められていない。
4. 裁判官は司法権の独立に照らし中立・公正な立場で職務を行う必要があるが、職務を離れた私人としての行動であれば、裁判官の政治運動が禁じられることはない。
5. 最高裁判所裁判官の国民審査の制度は解職制度であるが、積極的に罷免を可とする投票以外の票を罷免を可としない票として扱うことは、投票者の意思に反する結果となり、許されない。

ある財の需要関数と供給関数がそれぞれ次のように示されるとする。価格規制と数量規制の効果に関する次の記述中のア～エに入るものがいずれも妥当なのはどれか。

$$D = 500 - \frac{P}{2} \quad [D: \text{需要量}, P: \text{価格}, S: \text{供給量}]$$

$$S = \frac{P}{2}$$

- ・ 政府が、この財の価格の下限を700とする価格規制を行ったとすると、この財の市場では が だけ発生する。
- ・ 政府が、この財の生産量の上限を200に制限する数量規制を行ったとすると、この財の価格は となり、生産者の財1単位当たりのレント（超過利潤）は となる。

	ア	イ	ウ	エ
1. 超過需要		100	600	200
2. 超過需要		200	400	100
3. 超過供給		100	400	50
4. 超過供給		200	500	100
5. 超過供給		200	600	200